

令和 5 年 11 月 6 日
総務文教委員会資料
総務部防災安全課

個別受信機設置分担金及び加入工事料等(案)について

令和 5 年 9 月総務文教委員会、議会全員協議会にて報告しました次期防災情報システムの導入にあたり、個別受信機及び FM 告知端末設置に係る市民負担について、現段階での検討状況を報告します。

1 既に個別受信機を**設置している世帯**が、引続き設置を希望する場合は、**無償で交換する**。

2 **新たに個別受信機の設置を希望する世帯**の設置分担金は **11,000 円**だが、**下表の項目に該当する場合は全額または一部を免除し、差額を市が負担する**。

免除の要件等	分担金 (円)		対象世帯数※ ¹ (世帯)	所要額 (千円)
	本人 負担額	免除額		
① 75 歳以上の者だけの世帯	5,500	5,500	4,190	23,045
② 要介護 3 以上の者がいる世帯	5,500	5,500	230	1,265
③ 身体障害者手帳 1 級、2 級を所持する者が いる世帯	5,500	5,500	160	880
④ 療育手帳 A、精神障害者保健福祉手帳 1 級 を所持する者がいる世帯	5,500	5,500	50	275
⑤ 住民税非課税世帯	5,500	5,500	570	3,135
⑥ 生活保護受給世帯	0	11,000	50	550
⑦ 視覚障がい者がいる世帯	0	11,000	170	1,870
⑧ 指定緊急避難場所、指定避難所、一時避難所	0	11,000	230	2,530
⑨ 要配慮者利用施設※ ²	0	11,000	190	2,090
合計			6,730	35,640

3 防災行政無線の電波が届かない建物で、石見ケーブルテレビに加入していない世帯が、FM 告知端末を設置する際の標準的な加入工事費用は、市が負担する。

1 世帯あたり 加入工事料 55,000 円+宅内工事費 5,500 円=60,500 円
対象世帯数 215 世帯※¹×60,500 円=13,008 千円

4 上記 3 の方の通信料は、機器耐用年数の期間（概ね 10 年）、市が負担する。

215 世帯×3,960 円/年=852 千円

5 設置分担金の免除及び加入工事料等の市負担に係る所要額

上記 2 設置分担金の免除に係る所要額	35,640 千円
上記 3 加入工事料の負担に係る所要額	13,008 千円
合計（主に工事期間中の所要額）	48,648 千円
上記 4 通信料負担に係る所要額（年額）	852 千円

※¹ 対象世帯数は、令和 5 年 6 月末時点の世帯数をもとに、推測したもの。

※² 要配慮者利用施設とは、水防法等に定義する、社会福祉施設、学校、医療施設その他の主として防災上の配慮を要する者が利用する施設をいう。